

第6章 青森県環境総合プランに係る取組状況等の点検・評価結果

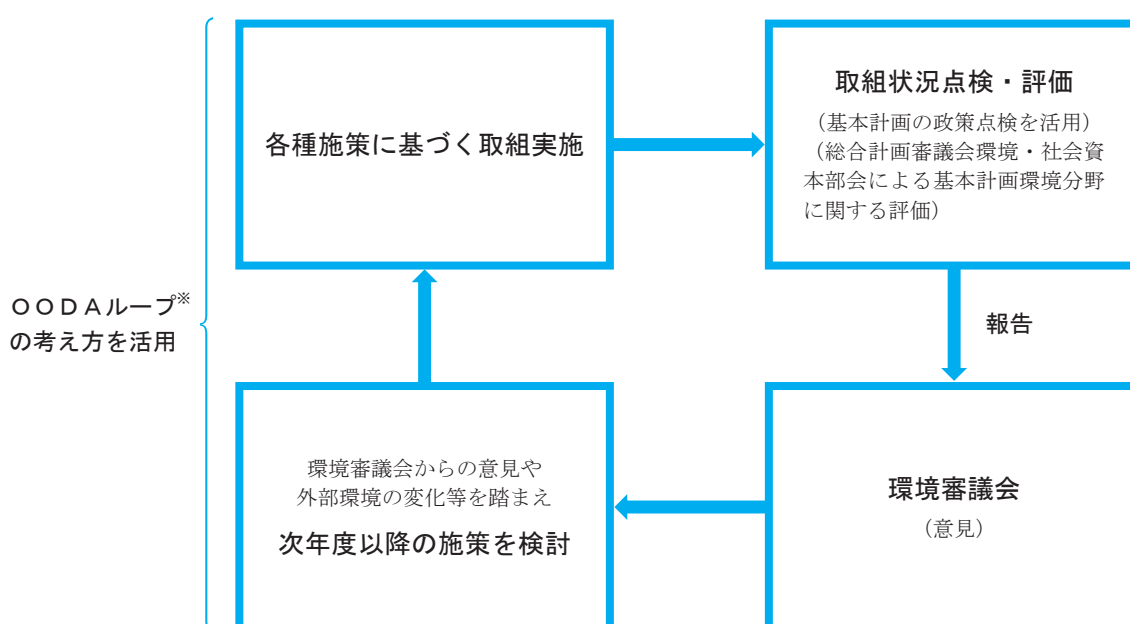
県では、令和6年3月に策定した青森県環境総合プラン（計画期間：令和6年度から令和10年度まで）の推進に当たり、青森県基本計画の政策点検を活用して、取組状況を点検・評価することとしています。また、その結果を県環境審議会に報告し、出された意見も踏まえた上で、その時点で最も適切と思われる取組の方向性を見定め、本プランのめざす姿の実現に向け、施策を着実に推進することとしています（図2-6-1）。

1 点検・評価の対象・方法

本プラン「第6章 プランの推進」により、政策点検を活用した「事業担当課による自己点検」及び「総合計画審議会環境・社会資本部会による基本計画環境分野に関する評価」を実施しました。

また、本プランで設定した「進行管理指標」について、推移を確認し、点検時の参考資料としました。

図2-6-1 進行管理のイメージ



*OODAループ（ウーダーループ）：O（Observe：観察する）、O（Orient：方向づける）、D（Decide：決断する）、A（Act：実行）のサイクルによる軌道修正を短期的に繰り返す、機動力を重視した意思決定手法のことで、見通しの立たない状況における目標達成に有用とされる。

2 青森県総合計画審議会 環境・社会資本 部会における主な意見

<脱炭素社会の実現について>

- 積雪寒冷地である本県においては、断熱性や気密性が高く、ヒートショックなどの防止にも貢献する健康省エネ住宅の普及を促進すべき。
- 温室効果ガスの吸収・除去の機能がある森林や藻場等の環境整備も必要。

<再生可能エネルギーの導入と地産地消の促進等について>

- 再生可能エネルギーの導入に当たっては、自然環境・景観、地域の文化等への配慮や暮らしの安全性を確保し、地域住民の理解を得ながら進めるなど、地域との共生が必要。
- 化石燃料の削減に向けては、再生可能エネルギーの地産地消が効果的であることから、地域の特性やエネルギー需給を踏まえたエネルギー源の転換や再生可能エネルギーの活用推進に取り組むことが重要。

<地域の特性に応じた3Rの推進について>

- 地域によって、ごみやリサイクル資源の排出状況、焼却施設やリサイクル施設の設置状況が異なることから、地域の特性に応じ、官民が連携して資源循環の仕組みづくりに取り組むべき。

<大型獣による被害防止について>

- 大型獣の生息域が年々拡大する中、特にクマの出没件数は近年急増している。被害防止に向けた緊急的な対策を講じるべき。
- 効果的な対策を講じるため、市町村や近隣県、猟友会等の関係者間の広域的な連携体制の強化が必要。

<環境教育の推進について>

- 自然に触れ合いながらの学習や環境保全活動などの機会を創出するとともに、環境教育の担い手を育成すべき。本県は身近に海に触れられる自然環境を有していることから、環境教育等を通じて、プラスチックごみを始めとした海洋環境問題への県民の意識向上を図ることも重要。

表2-6-1 青森県総合計画審議会 環境・社会資本部会委員名簿

	氏名	所属・職名等
部会長	太田 雄三	株式会社伸和産業 代表取締役社長
委員	伊高 健治	弘前大学地域戦略研究所 教授
委員	佐々木 秀智	NPO法人循環型社会創造ネットワーク 事務局長
委員	高瀬 慎介	八戸工業大学工学部 教授
委員	高松 利恵子	北里大学獣医学部 准教授
委員	丹羽 裕之	NPO法人奥入瀬自然観光資源研究会 理事長
委員	峯 里砂子	合同会社むつつのたね 代表社員

(部会長を除く委員は五十音順、敬称略)

3 令和5年度における取組状況等の自己点検結果

政策	I	カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現
施策	1	温室効果ガスの排出抑制対策の推進
これまでの成果	①	青森県地球温暖化対策推進計画において、本県の温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で51.1%削減する目標を設定しているところ、地球温暖化対策の各種取組を強化した結果、2021（令和3）年度の温室効果ガス排出量は2013（平成25）年度比20.8%減となっています。
	②	「産業部門」「業務その他部門」においては、経営者向けに環境経営セミナーを開催したほか、県内企業を対象に省エネ診断の受診促進と診断結果を踏まえた省エネ設備への更新等のサポートを実施し、省エネ実践の拡大を図りました。
	③	「家庭部門」においては、高断熱で健康・省エネな「健やか住宅」に係る県民向けセミナーや事業者向け実演講習会等を実施したほか、2023（令和5）年度には、エネルギー使用量の低減や県民の省エネに対する意識啓発を図るため、省エネルギー性能の高い家電への買い替えを支援する「あおり省エネ家電買替え応援キャンペーン」を実施した結果、ポイント交付件数は11,312件、宿泊券有効応募件数は1,168件となりました。
	④	「運輸部門」においては、毎年10月の1か月間を「スマートムーブ通勤月間」として設定し、県内事業所を対象に環境にやさしい通勤の実践を呼びかけているほか、県民等の再配達を防ぐ意識の醸成につなげるため、置き配ボックスのモニター事業を実施し、利用者アンケートを実施した結果、再配達が「ほぼなし」と答えた者の割合は、利用前の18.7%から利用後は85.9%に大幅に増加しました。
施策関係課	環境政策課、財産管理課、地域企業支援課、建築住宅課	
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 県内の二酸化炭素排出量の約50%が「産業部門」「業務その他部門」から排出されていますが、事業者（特に中小企業）等においては、人材や知識、資金不足から、省エネ活動の優先度が低くなっています。</p> <p>→ 事業者における省エネ診断の受診促進と診断結果を踏まえた省エネ設備への更新等のサポートとともに、脱炭素化と生産性向上の両立に資する設備の導入を支援するほか、経営者向けの環境経営セミナーや金融機関等と連携したESG金融に関する勉強会等を開催し、事業者の脱炭素対策を促進します。</p>		
<p>○ 県内の二酸化炭素排出量の約25%が「家庭部門」から排出されていますが、積雪寒冷地である本県は、暖房や融雪で電力や灯油を使用することが多く、全国と比較して世帯当たりのエネルギー消費量が高くなっており、家庭でできる取組を徹底していく必要があります。</p> <p>→ 家庭における省エネ対策と再生可能エネルギーの活用拡大を図るため、住宅の高断熱化に向けた普及啓発活動等を実施します。</p>		
<p>○ 県内の二酸化炭素排出量の約20%が「運輸部門」で、そのうちの約90%以上が自動車から排出されていますが、宅配便の再配達削減により、本来排出する必要のない二酸化炭素を削減するほか、本県では日常生活の移動手段としてマイカーが中心となっているため、環境負荷の少ない移動の徹底が必要です。</p> <p>→ 宅配便事業者と連携し、既存サービス、宅配ボックスや宅配便ロッカー等の多様な宅配便の受取方法をPRするキャンペーンを実施し、宅配便の再配達削減に取り組むほか、エコドライブの実施や公共交通機関・自転車等の利用を促進するなど、スマートムーブの取組を推進します。</p>		

政策	I	カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現
施策	2	自然・地域と共生する再生可能エネルギーの活用促進
これまでの成果	①	国内最大規模の陸上風力発電施設のほか、大規模な太陽光発電や木質バイオマス発電所等、再生可能エネルギー発電設備の立地が進み、固定価格買取制度（FIT）の再生可能エネルギー発電設備の導入状況は、制度開始時の2014（平成26）年度末の約40.1万kWから2023（令和5）年度末の約197.9万kWと約4.9倍に増加しました。
	②	再生可能エネルギーの導入拡大が国全体として必要不可欠な状況にあり、再生可能エネルギーの立地拠点となっている本県において更なる導入拡大が図られる中、2023（令和5）年に、自然環境と再生可能エネルギーとの共存共栄を図るため「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」を策定しました。
	③	地域エネルギー事業に取り組む市町村及び事業者を創出するため、地域の要請に応じたアドバイザーを派遣するとともに、事業導入支援として、市町村、県内事業者等で構成するコンソーシアムを対象に、地域資源のエネルギー利用と地域課題の解決の両方に資する地域エネルギー事業のモデル構築に取り組みました。
	④	青森県再生可能エネルギー産業ネットワーク会議において、情報共有を目的としたフォーラムや視察会等の実施に取り組んできた結果、会員数は2023（令和5）年度で287企業・団体となり、県内の産学官金の再生可能エネルギーに関するネットワークづくりが進んでいます。
施策関係課		環境政策課、エネルギー開発振興課、地域企業支援課
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 地域が保全すべきと考えるエリアに再生可能エネルギー事業が計画されるケースや、地域との十分な合意形成が図られないまま事業計画が進められるケースが散見され、地域にとって重要な自然環境や歴史・文化等が毀損されかねない状況にあります。</p> <p>→ 有識者会議や県民・事業者・市町村等の意見を踏まえながら、再生可能エネルギー事業を適切なエリアに誘導し、地域との合意形成を図りながら円滑に導入していくための制度の構築を目指します。</p>		
<p>○ 2050（令和32）年までのカーボンニュートラル達成に向けて、「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想」を踏まえ、再生可能エネルギーの活用により、持続可能性と経済発展の両立及び域内経済循環による産業振興・雇用創出を図る必要があります。</p> <p>→ 現在及び2050（令和32）年における本県のエネルギー需給、各施策案における経済波及効果や雇用創出効果の分析等を行い、自然環境と再生可能エネルギーとの共存共栄を踏まえた新たなエネルギー産業振興戦略を策定します。</p>		
<p>○ エネルギー需要が高まる中、自然環境を保全した上で、地域課題等を解決する再生可能エネルギー事業を展開し、地域の活性化と持続的発展につなげていくため、経済効果を域内で循環させる仕組みづくりや事業を担う人材の育成が必要です。</p> <p>→ 地域共生型エネルギーの活用による地域課題解決の事業モデル構築に取り組むとともに、高校生や若手事業者等の若年層を対象に、地域のエネルギー事業の現場体験や資格取得につながるオンライン研修等を実施し、雇用創出や事業参加につながる人材を育成します。</p>		
<p>○ 世界的に脱炭素の機運が高まり、国内外の企業でカーボンニュートラル実現に向けた動きが広がっている中、地域資源である再生可能エネルギーの活用による、地域のニーズに適した関連ビジネスへの県内企業の積極的な参加促進が必要です。</p> <p>→ 県内企業の参加促進に向け、再生可能エネルギー関連産業のフォーラムや視察研修、産学官金のネットワークづくり等に取り組めます。</p>		

政策	I	カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現
施策	3	吸収源対策の推進
これまでの成果		<p>① 吸収源対策及び持続可能な林業経営の後押しとして、森林整備を推進するため、高性能林業機械の導入や路網整備を進めるとともに、大型木材加工施設など県産材を有効活用する施設の立地を支援する等した結果、再造林面積は2015（H27）年度の200haから2022（令和4）年度には421haまで増加しました。</p> <p>② 住宅や公共建築物等への県産材利用を促進するため、県産材及び県産材住宅のPRイベントや県内建築士及び企業等建築主向け勉強会を開催した他、広報誌等による地産地消の情報を発信し、県民の意識醸成を図りました。</p>
施策関係課		林政課、港湾空港課
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 林業の担い手不足や木材価格の低迷による森林所有者の経営意欲減退などから、再造林されない伐採跡地の増加が懸念されており、施業の低コスト化による森林整備の促進や、林地保全に配慮した伐採作業と低コスト再造林に取り組む林業事業者の育成が課題となっています。</p> <p>→ 高性能林業機械の導入支援や路網の整備等により施業の低コスト化を図るとともに、林業事業者向けに、土砂災害リスクを軽減させる「伐採・搬出・再造林ガイドライン」や森林所有者に再造林を提案するための「森林経営プラン」の普及に取り組むほか、森林の集約化・低コスト再造林に対して支援します。また、新たな造林作業の担い手として、林業に関する事業を小規模かつマルチに行う林業ベンチャーを育成します。</p>		
<p>○ 本県の公共施設や民間商業施設はRC造・S造が一般的で木造化・木質化が進んでいないこと、木造率が高い住宅や低層建築物は、外材使用率が高く県産材の使用は1割程度と低い割合にあることが課題となっています。</p> <p>→ 令和5年1月に改定した「青い森県産材利用推進プラン」に基づき、公共建築物への県産材利用について、市町村への要望活動や情報発信、あおり県産材利用推進庁内連絡会議を通じた県有施設への働きかけを行うほか、「民間商業施設等への県産材利用ガイドブック」や県内製材品及び県産材住宅紹介サイトを活用し、住宅や民間商業施設への県産材利用に向けた普及啓発に取り組めます。</p>		
<p>○ 近年、藻場等の海洋生態系により炭素を隔離・貯留するブルーカーボンが注目されており、2020（令和2）年度にはブルーカーボンを対象とした新たなカーボンクレジット制度「Jブルークレジット」が創設されましたが、本県においてブルーカーボンを推進する体制は整備されていません。</p> <p>→ カーボンニュートラルの実現に向け、青森港ブルーカーボン協議会を立ち上げ推進体制を構築し、自然発生するアマモ場と人工的に移植するアマモ場を組み合わせる藻場面積の増加に取り組むほか、Jブルークレジット認証を受け、ブルーカーボンクレジットの実現までのノウハウをマニュアル化することで、県内全域での取組の展開を図り、脱炭素化と海域環境改善の取組を推進します。</p>		

政策	I	カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現
施策	4	気候変動への適応
これまでの成果	①	災害に強い安全・安心な県土づくりに向け、河川、海岸、土砂災害危険箇所などにおける施設整備を進めたほか、計画的な維持・修繕対策を実施しています。
	②	気候変動への適応を推進するため、関係機関による青森県気候変動適応推進ネットワーク会議を設置したほか、普及啓発活動として、パネル展の開催やアニメーション動画の制作、環境省東北地方環境事務所で実施したイベントの後援等を行いました。
施策関係課		環境政策課、農産園芸課、河川砂防課
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、本県の河川、海岸、土砂災害危険箇所における施設の整備水準は未だ低く、整備済みの施設に関しても老朽化への対策は万全とは言えない状況です。また、水災害への備えである流域治水について、行政のみならず、県民をはじめとした多様な主体が行動する「総力戦の流域治水」に取り組む必要があります。</p> <p>→ 「流域治水」の考え方の下、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に推進するため、「青森県国土強靱化地域計画」に基づくハード・ソフト一体となった事前防災対策等を推進していくとともに、各施設の長寿命化計画等に基づき、計画的なインフラ老朽化対策を進めます。</p>		
<p>○ 気候変動適応法の改正により創設された熱中症特別警戒情報について、速やかに住民に対し伝達するための体制整備が必要です。</p> <p>→ 熱中症特別警戒情報等に係る情報を速やかに住民に伝達するため、市町村との連絡体制の構築や、庁内の体制整備を行い、適切に運用していきます。</p>		
<p>○ 気候変動による高温障害等の影響が深刻化する中、あおり米の高品質・安定生産に資する技術の普及・開発が必要です。</p> <p>→ 県内各地に設置する指導拠点ほを活用しながら、生産指導プロジェクトチームによる生産指導を徹底し、高品質・安定生産技術の普及を図るとともに、関係機関と連携し、省力低コスト技術の開発を進めます。</p>		

政策	II	資源効率の高い循環型社会の実現
施策	1	限りある資源を有効活用する3R+の推進
これまでの成果	①	「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、関係者と連携して3Rの取組を推進した結果、県民1人1日当たりごみ排出量は991g（令和4年度）と、同運動開始前より約110g減少しました。
	②	「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、関係者と連携して適正分別の取組を推進した結果、本県のリサイクル率は14.0%（令和4年度）と、同運動開始前より1ポイント増加しました。なお、近年はスーパー等における民間回収量が増加しているため、県独自に民間を含めたりサイクル率も調査しており、そちらは29.2%（令和4年度）となっています。
	③	SNSを活用したキャンペーンの実施や商業施設と連携したイベント等による消費者への啓発のほか、事業者向けのエシカル商品の開発や流通に係るセミナーの開催等により、需要側と供給側の両面からエシカル消費の啓発活動等を行った結果、アンケート調査により把握した青森県内でのエシカル消費の認知度は2023（令和5）年度で11.0%となり、前年度の同調査から3.9ポイント上昇しました。
	④	関係機関・団体と連携した稲わらの焼却防止・有効利用の普及啓発のほか、畜産飼料としての有効利用推進に取り組んだ結果、稲わらの焼却面積は水稲作付面積の1%程度で推移しています。
施策関係課	環境政策課、地域生活文化課、農産園芸課	
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 県民1人1日当たりごみ排出量及びリサイクル率は、近年は横ばい傾向で、全国順位は下位の状況であり、ごみ減量や適正分別等の3Rに対する県民及び事業者の意識啓発が必要です。</p> <p>→ ごみ減量や適正分別等の3R行動の実践を働きかける啓発活動を行い、市町村、県民、事業者等と一丸となって3Rを推進します。また、市町村や資源回収業者等の連携を検討するための会議や研修会を開催し、市町村等の3Rの取組を促進します。</p>		
<p>○ 食品ロスは、「食べ残し」、「規格外品」や「期限切れ」等が理由で発生しており、食品ロス削減に対する県民及び事業者の意識向上が必要です。</p> <p>※2019（令和元）年度に実施した調査において、生活系可燃ごみ中の食品ロスの割合は11.8%</p> <p>→ 県民等に対する食品ロス削減の啓発活動に市町村や食品関係事業者と連携して取り組むほか、食品ロス削減に取り組む事業者に対し「あおもり食べきり推進オフィス・ショップ」認定制度利用を呼びかけ、事業者における食品ロス削減の取組を促進します。</p>		
<p>○ プラスチックごみや食品廃棄物の再生利用率は全国に比べて低い状況にあるほか、地域によってはホタテ養殖残渣などの廃棄物の処理に課題を抱えていることなどから、こうした廃棄物を循環資源として捉え、活用を促進するための仕組みづくりが必要です。</p> <p>→ 循環資源の活用促進及び地域課題の解決に向けて、循環資源の活用に必要な情報（回収拠点、品目、分別方法など）を集約し、循環資源の排出者等に提供して「見える化」とともに、市町村等を支援することで、循環資源の活用を促進するための仕組みである「資源循環システム」を構築します。</p>		
<p>○ 環境問題や地域活性化など様々な社会的課題の解決に向けて、エシカル消費の更なる普及が必要です。</p> <p>→ SNS等の広報媒体の活用、牛乳パック広告、スーパーマーケットなどの事業者等と連携した普及啓発活動等により、県民のエシカル消費の認知度及び実践度の向上を目指します。</p>		
<p>○ 畜産飼料として稲わらの需要が高いものの、本県では、収集時期となる秋季に雨が多く、稲わらが乾きにくいことから、畜産農家が求める高品質な稲わらを安定的に収集する技術や稲わらの保管方法の確立が必要です。</p> <p>→ 稲作農家に対し、稲わらの焼却防止と有効利用に向けた啓発指導を継続するほか、高品質な稲わらの収集量を増加させるため、天候不順でも収集作業ができ、屋外での長期保管が見込める「稲わらサイレージ」の実証に取り組む、技術体系の確立を図ります。</p>		

政策	Ⅱ	資源効率の高い循環型社会の実現
施策	2	廃棄物の適正処理の推進
これまでの成果	①	廃棄物の不法投棄等防止対策として、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対する立入検査、法令の周知、不法投棄現場等における監視指導の強化等を行った結果、不法投棄等の件数は2013（平成25）年度から減少傾向が続き、近年はおおむね横ばいとなっています。
	②	海洋ごみの発生抑制に向け、バスの車体広告や青い森鉄道への中吊り広告掲出によりポイ捨て防止や海岸美化についての意識啓発を行ったほか、海岸漂着ごみの実態を把握するため、深浦町・東通村で漂着ごみ組成調査を実施しました。 また、沿岸部20市町村が実施する海岸漂着物回収・処理事業に補助金を交付しました。
	③	市町村災害廃棄物処理計画について、研修会や相談会の実施などの策定支援を行った結果、計画策定済の市町村は令和元年度の6自治体から、令和5年度末現在で28自治体（最新の状況（R6.5末現在）では30自治体）に増加しました。引き続き全自治体の策定を目指してサポートを続けていきます。
	④	法定処分期限（2023（令和5）年3月末）経過後に発見された高濃度PCB廃棄物について、確実に適正な処理についての指導や行政代執行による処理を実施しています。また、低濃度PCB廃棄物の期限内（2027（令和9）年3月末）処分完了に向けて、事業者に対する掘り起こし調査や広報媒体を活用した周知活動などの取組を実施しています。
施策関係課	環境政策課、環境保全課、税務課	
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 産業廃棄物の不法投棄等の多くが建設系廃棄物であることから、建設系廃棄物の大規模な不法投棄について、おおむね2028（令和10）年までに撲滅することを目標としており、関係機関の取組を確実に進める必要があります。</p> <p>→ 排出事業者等への立入検査や監視指導の強化、関係団体と連携した指針等の周知により、不法投棄等の未然防止や早期解決に取り組みます。</p>		
<p>○ 本県の海岸に漂着するごみは依然として多く、その中には陸域から海洋へと流出したごみも多く含まれていることから、漂着ごみの回収・処理を進めるとともに、海洋ごみの発生抑制に向けた啓発等に引き続き取り組む必要があります。</p> <p>→ 沿岸部の市町村が取り組む海岸漂着ごみの回収・処理について引き続き支援します。また、陸域から海洋へのごみ流出を防止し、海洋ごみの発生を抑制するため、県民の環境美化やごみの適正処理に対する意識、海洋ごみへの認識向上に向けた普及啓発に取り組みます。</p>		
<p>○ 近年は本県においても大規模災害の多発により大量の災害廃棄物が発生しており、被災後の早期復旧を進めるための災害廃棄物の迅速な処理体制の構築が必要です。</p> <p>→ 仮置場の設置・運営訓練の実施や住民参加型の地域ワークショップを開催し、初動対応の強化や官民が連携した実践的対応力の向上に取り組みます。</p>		
<p>○ 法定処分期限（2023（令和5）年3月末）経過後に発見された高濃度PCB廃棄物に係る対応に加え、低濃度PCB廃棄物に係る処分期限（2027年（令和9）3月末）までの処分完了に向けた取組を進める必要があります。</p> <p>→ PCB廃棄物の保管事業者等への指導・助言や法に基づく改善命令・行政代執行、広報媒体を活用した注意喚起を通じて、PCB廃棄物の適正処理を進めていきます。</p>		

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	1	大気環境の保全
これまでの成果		<p>① 県内の大気汚染の状況について、県内に測定局を19局設置し、測定されたデータをテレメータシステムで収集し、リアルタイムで監視しており、現在の大気環境は概ね環境基準は達成し良好な状態にあります。 また、大気環境保全のため、ばい煙及び粉じん関連施設への立入検査や、ばい煙測定の実施など大気汚染物質の発生源に対する立入調査を実施し、必要に応じ、公害防止対策を指導しています。</p> <p>② 関係機関・団体と連携した稲わらの焼却防止・有効利用の普及啓発のほか、畜産飼料としての有効利用推進に取り組んだ結果、稲わらの焼却面積は水稻作付面積の1%程度で推移しています。 【政策Ⅱ施策1再掲】</p> <p>③ 関係機関と連携し、家畜排せつ物の適正管理に関する巡回指導を行ったほか、補助事業やリース事業の活用による家畜排せつ物の処理機械・施設の整備を推進しました。</p>
施策関係課		環境保全課、農産園芸課、畜産課
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 近年の県内の大気環境はおおむね環境基準を達成しており、良好な状態にあるものの、低濃度であっても継続的な摂取により、人の健康を損なうおそれのある物質等があることから、引き続き、大気汚染防止法に基づく常時監視や発生源となる施設への立入検査・指導を通じて、大気汚染の発生防止に取り組む必要があります。</p> <p>→ 良好な大気環境を維持するため、引き続き、大気汚染の常時監視を行うほか、発生源となる施設への立入検査・指導を通じて大気汚染の発生を防止します。</p> <p>○ 畜産飼料として稲わらの需要が高いものの、本県では、収集時期となる秋季に雨が多く、稲わらが乾きにくいことから、畜産農家が求める高品質な稲わらを安定的に収集する技術や稲わらの保管方法の確立が必要です。【政策Ⅱ施策1再掲】</p> <p>→ 稲作農家に対し、稲わらの焼却防止と有効利用に向けた啓発指導を継続するほか、高品質な稲わらの収集量を増加させるため、天候不順でも収集作業ができ、屋外での長期保管が見込める「稲わらサイレージ」の実証に取り組み、技術体系の確立を図ります。【政策Ⅱ施策1再掲】</p> <p>○ 畜産経営の大規模化や高齢化に伴う労働力不足、住宅地との混住化等を背景に、一部不適正な処理等による悪臭に関する苦情が寄せられています。</p> <p>→ 家畜排せつ物の適正管理について、畜産農家の状況に応じた指導を行うほか、悪臭拡散防止については関係市町村等とも連携して対応します。</p>		

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	2	水環境の保全
これまでの成果	①	県内の公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況について、令和4年度は公共用水域196地点、地下水153地点で測定を行っており、その結果、県全体としては概ね良好な状態で推移しています。また、水環境の保全のため、工場・事業場の排水基準監視等を実施し、必要に応じ公共用水域の水質汚濁防止対策を指導しています。
	②	浄化槽について、県内25市町村が行う浄化槽設置事業費の経費の一部を補助することにより、整備促進を図っています。また、浄化槽設置者に対し、浄化槽法に基づく法定検査の受検指導等を行い、浄化槽の適正な維持管理を推進し、令和4年度の受検率は7条検査89.9%、11条検査49.4%となっています。
	③	生活排水による水質汚濁防止のため、生活排水対策講習会やコンビニエンスストアでチラシを配布したほか、SNSへの動画配信による普及啓発を行っています。 また、十和田湖の水質モニタリングを実施するとともに、十和田湖環境保全会議を開催するなど地域住民に対する水質保全の意識啓発を行っています。
	④	令和5年度までに農業集落排水施設の更新・整備を6地区、漁業集落排水施設の更新・整備を19地区で実施しました。また、令和2年度までに農業集落排水施設を所有する全市町村（26市町村）で最適整備構想の策定を完了しました。
	⑤	県が管理する2鉱山において、流出する重金属を含む有害な坑廃水の水質を排水基準等を満たす水準まで改善する坑廃水処理事業を実施しました。また、企業が実施する2鉱山の坑廃水処理事業に補助金を交付しました。
施策関係課	環境保全課、自然保護課、経済産業政策課、農林水産政策課、農村整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、河川砂防課、都市計画課	
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質の状況をBOD又はCODで見ると、環境基準達成率は近年90%前後で推移しており、おおむね良好な状態で推移しています。しかし、一部の水域において生活排水などが主な原因と考えられる環境基準の継続的な非達成が見られています。そのため、公共用水域の水質の監視を続けるほか、汚水処理施設の整備による生活排水対策の推進などが求められます。</p> <p>→ 公共用水域の水質の監視を続けていくほか、浄化槽、汚水処理、集落排水施設の整備など生活排水対策をさらに推進し、水質の改善を図ります。</p> <p>→ 下水道施設の老朽化対策として、ストックマネジメント計画に基づく効率的な改築・更新を実施します。</p> <p>→ 坑廃水処理を適正に実施するとともに、自然災害等に起因する未処理坑廃水の流出事故を未然に防ぐため、防災訓練、現場調査及び監視体制の充実に取り組めます。</p>		
<p>○ 公共用水の水質や農村・漁村地域の生活環境の改善に向けて、老朽化が進行している集落排水施設の更新・整備が必要です。</p> <p>→ 引き続き、農村及び漁村において、集落排水施設の整備を推進し水質の改善を図ります。また、最適整備構想等の策定により施設の長寿命化及び効率的な維持管理体制の構築に取り組めます。</p>		
<p>○ 小川原湖の水質は、平成18年度以降環境基準を達成できない状況が続いており、近年は急速に水質悪化が進行しています。汽水湖である小川原湖の水質改善のためには、湖内の塩水層の影響による水質悪化のメカニズムなどを明らかにし、そのメカニズムを踏まえた具体的な対策の検討が必要であることから、小川原湖を管理する国に対し、令和6年2月に要望書を提出しています。</p> <p>→ 小川原湖の水質について、引き続き行動指針に基づき流域の各主体による水環境改善対策を推進するとともに、国とも連携しながら、小川原湖全体の水質改善に向けた取組を推進します。</p>		

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	3	身近な生活環境の保全
これまでの成果	①	騒音・振動の苦情件数については、近年減少傾向となっておりますが、県では現状把握のため、新幹線鉄道騒音については9地点、航空機騒音については16地点において調査を実施し、環境基準を超過した場合においては関係機関に対し改善を行うよう要請しています。
	②	地盤沈下については、地盤沈下地域である、青森市、八戸市、弘前市において沈下量や地下水位の現況のデータを取りまとめ、地盤沈下の状況を把握しており、近年は沈静化の傾向を示しています。
	③	土壌の汚染については、土壌汚染対策法に基づく一定規模以上の土地の形質の変更届出時において、土壌汚染の状況を把握し、汚染が確認された際には、汚染の拡大防止・除去等に必要な措置を指導しました。また、土壌汚染を未然に防ぐため、水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設等の立入検査を実施し、必要に応じ、公害防止対策を指導しています。
施策関係課	環境保全課、農産園芸課	
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 新幹線鉄道騒音について基準値を超過している地点があるため、関係機関に対し改善するよう要請しているところですが、依然として環境基準の達成に至っていない状況です。</p> <p>→ 騒音状況の把握を行うために、引き続き、調査を継続し、環境基準が達成されるよう関係機関に対し要請を行っていきます。</p>		
<p>○ 過去に青森地域や八戸地域において規模の大きな地盤沈下が発生しましたが、揚水規制などにより、近年は沈静化の傾向を示しています。</p> <p>→ 現状を把握するために、引き続き、市町村等の関係機関と連携し、沈下量や地下水位などを測定し、地盤沈下防止対策を努めます。</p>		
<p>○ 健康な土壌は、人の健康・生態系の保全にとって重要であることから、重金属類や有機塩素化合物などによる土壌汚染の未然防止と実態把握を進めていく必要があります。</p> <p>→ 引き続き、有害物質を取り扱う事業場の指導等により、土壌汚染の実態把握及び未然防止に取り組むとともに、土壌汚染を確認した場合には汚染の拡大防止・除去等に必要な措置の指導を行います。</p>		

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	4	化学物質対策の推進
これまでの成果	①	環境中のダイオキシン類濃度について、大気7地点、公共用水域20地点、底質5地点、地下水10地点、土壌8地点で調査を行ったところ、環境基準は全て達成され、良好な状態で推移しています。
	②	ダイオキシン類の発生源である廃棄物焼却炉7施設について、排ガス等の測定を行い、必要に応じ、指導を行いました。
	③	PRTR法に基づく化学物質の移動・排出等に係る届出397件について、排出量及び移動量を取りまとめ、公表することで社会全体での化学物質による環境リスクの低減を推進しています。
	④	安全な農作物生産が行われるように、関係機関・団体と連携した農薬危害防止運動（6～8月）等による普及啓発のほか、一定水準の農薬知識を有する「農薬管理指導士」の認定などにより、農薬の適正な使用を推進しています。
	⑤	14品目の農産物84検体について残留農薬検査を実施したところ、1検体で法違反が確認されました。
施策関係課	環境保全課、保健衛生課、農産園芸課	
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ ダイオキシン類について、本県では良好な状態で推移しており、引き続き、この状態を維持するために廃棄物の焼却炉について調査の継続や事業者の自主測定を促すなどの指導を行う必要があります。</p> <p>○ 化学物質が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ（環境リスク）を低減していくため、引き続き、環境中の実態把握を進め、化学物質の移動や排出などについて情報共有し、社会全体で化学物質による環境リスクの低減を図っていく必要があります。</p> <p>→ 引き続き、環境中の化学物質の実態を把握し、化学物質の適正な管理や情報共有と理解の推進を通じて、化学物質による環境リスクの低減を図っていきます。</p>		
<p>○ 安全な農作物生産が行われるように、農薬の適正使用に係る継続的な普及啓発が必要です。</p> <p>→ 継続して、農薬危害防止運動等による普及啓発のほか、農薬管理指導士の確保に取り組みます。</p> <p>→ 残留農薬検査を実施し、違反発見時には関係部局等と連携して対応することで、流通食品の安全性を確保します。</p>		

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	5	オゾン層保護・酸性雨対策の推進
これまでの成果	①	フロン排出抑制法に基づき、関連事業者等に対する指導及び立入検査等の事務を行いました。
	②	酸性雨について、県内の定点において、酸性雨のモニタリング調査を実施し、環境省が行っている調査結果の範囲内であることを確認しています。
施策関係課	環境政策課、環境保全課	
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ フロン類の適正な回収・処理に向けた取組が進められているものの、家庭や事業場などにおける機器類からのフロン類の漏洩が懸念されています。</p> <p>→引き続き、関連事業者に対する指導等を行うことにより、フロン類の排出抑制を推進します。</p> <p>○ 酸性雨は、工場のばい煙や自動車の排ガスに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物等が原因となって生じ、建造物の劣化や森林などの植生への悪影響などを招くことから、引き続き、県内の酸性雨の実態について把握を続けていく必要があります。</p> <p>→県内における酸性雨のモニタリング調査を継続し、酸性雨の実態と影響の把握に努めます。</p>		

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	6	環境影響評価の推進
これまでの成果	①	環境影響評価の対象となる事業について、事業者から提出された図書（配慮書1件、方法書6件、準備書1件）に対し、必要な手続等に関する指導や、審査を行い、環境の保全の見地からの意見を述べています。
	②	審査技術の向上のため、説明会等に参加し、環境影響評価制度に関する最新の知見の情報収集を行っています。
	③	環境影響に関する情報を的確に情報提供していくため、県ホームページで手続の状況を公開しています。
施策関係課	環境保全課	
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 各種開発事業等の実施に際し、公害の防止や自然環境の保全について適切な配慮がなされるよう、引き続き、適切に審査を行っていく必要があります。</p> <p>○ 環境影響評価については、社会経済情勢の変化や新たな環境課題を踏まえた適切な対応が求められることから、環境影響評価に関する技術的な情報の提供や審査技術の向上のための取組を進めていく必要があります。</p> <p>→環境影響評価制度の適切な運用を図るとともに、社会経済情勢や環境課題の変化などに適切に対応するため、環境影響評価に関する情報収集と科学的知見の蓄積に努め、必要に応じて技術指針や対象事業などの見直しを行います。</p>		

政策	Ⅲ	安全・安心な生活環境の保全
施策	7	公害苦情・紛争処理の推進
これまでの成果	① 県地域県民局環境管理部及び市町村に寄せられた公害苦情に対し、適切かつ迅速に対応するとともに、公害苦情処理状況把握のための公害苦情調査を実施しました。 ② 令和4年度までに青森県公害審査会において8件の事件が処理されたほか、令和5年度には新たに調停申請1件を受理しました。	
施策関係課	環境政策課	
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動、悪臭などの公害に関する苦情への対応は、地域の生活環境を保全する上で重要であり、苦情の内容に応じて、関係機関や地域住民等との協力・連携のもとに適切かつ迅速に対応していくことが求められます。</p> <p>→ 市町村等の関係機関と連携し、県地域県民局環境管理部及び市町村に寄せられた公害苦情に対し、適切かつ迅速に対応するとともに、公害苦情の受付状況、処理状況等の実態を明らかにし、公害苦情の円滑な処理に資するため、公害苦情調査を実施していきます。</p> <p>○ 公害問題をめぐる紛争処理機関として、県では、青森県公害審査会を設置しており、紛争当事者からの申請に基づき、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図っています。</p> <p>→ 引き続き、青森県公害審査会による公害紛争の円滑な解決を図っていきます。</p>		

政策	Ⅳ	豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承
施策	1	世界自然遺産白神山地や貴重な自然の保全と活用
これまでの成果	① 白神山地を始めとした、体験プログラムの充実や国内外に向けた本県の自然の魅力や価値の発信などの取組を通じて、保全と利活用の両立に向けた環境づくりを進めています。	
施策関係課	自然保護課	
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 白神山地の入込者数は2020（令和2）年以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や2022（令和4）年8月の大雨によるアクセス道損壊等の影響により減少しており、来訪者の早期回復に向けた取組が必要です。</p> <p>→ 来訪者数の増加につなげるため、アウトドアブランドと連携したアクティビティの充実・強化を図るとともに、県内の小学校や企業へ白神山地における学習・研修プログラムをPRし、校外学習や企業の環境保全研修等での活用促進に取り組みます。</p> <p>○ 本県の豊かな自然の次世代への継承に向け、自然環境の保全に係る県民の理解促進を図るため、県民が自然に触れ合う機会の充実が必要です。</p> <p>→ 県立自然ふれあいセンターや白神山地ビジターセンターにおける自然体験や文化継承等の取組を通じて、県民が気軽に自然を感じることができる機会を提供します。</p>		

政策	IV	豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承
施策	2	自然と共生する里地里山の保全と活用
これまでの成果	①	第13次鳥獣保護管理事業計画に基づいた鳥獣保護区の設定やニホンジカ等の捕獲、狩猟者の養成研修等の実施といった、鳥獣の保護・管理、狩猟の適正化に計画的に取り組んだ結果、狩猟免許の新規取得者数は8年連続100人以上となりました。
	②	鳥獣被害防止対策の各種会議や研修等の開催により、39市町村で被害防止計画が策定されているほか、ICT技術を活用したイノシシの捕獲実証に取り組み、捕獲作業の省力化・効率化を図っています。
	③	本県における鳥獣別の農作物被害額が最多であるカラス対策を進めるため、カラスの行動域調査を実施し、本県における基礎的なデータが蓄積されつつあるほか、レーザーを活用した追い払い実証に取り組み農作物被害の低減を図っています。
施策関係課	自然保護課、林政課	
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ ニホンジカやイノシシの目撃件数、ツキノワグマの出没件数は増加傾向にあります。</p> <p>→ 有識者からの意見を踏まえた生息状況の分析や生息調査を行うとともに、大型獣の捕獲及び解体処理技術を有する狩猟者を育成するための研修会等を実施することで、適正な管理体制の強化と担い手育成に取り組みます。</p>		
<p>○ 野生鳥獣による農作物被害が継続して発生しており、生息域拡大に伴う被害拡大が懸念されます。</p> <p>→ カラスの行動域調査や大型獣等の捕獲技術の向上等を図る研修会の実施、現場への専門家の派遣のほか、対策の効率化・省力化に向け、ICT技術の活用を促進し、効果的な被害防止対策につなげていきます。</p>		
<p>○ 松くい虫被害やナラ枯れ被害が継続して発生しており、被害の拡大防止に向けた対策が必要です。</p> <p>→ 地域住民や関係機関と連携し、被害木等の早期発見及び適切な駆除を徹底するとともに、普及啓発活動や防除技術者の育成に取り組みます。</p>		

政策	IV	豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承
施策	3	生活を支える健全な水循環の確保
これまでの成果	①	小学生を対象とした水循環システムを学ぶ校外学習を実施しているほか、水資源保全に関する活動に取り組む団体数が増加するなど、県民の環境保全意識が着実に醸成されています。
	②	農業・農村地域において、地域共同による水路、農道等の地域資源の保全管理と農村環境の保全に向けた活動に対して支援したほか、農業生産条件の不利な中山間地域において、耕作放棄地の発生防止や多面的機能の維持を図るため、農業生産等を継続するための活動や体制整備のための活動に対して支援しました。
	③	環境負荷低減の取組者に対するみどり認定制度を開始したほか、2市町がオーガニックビレッジ宣言を行い、生産から流通まで地域全体に波及する取組を進めています。また、I P M（総合的病害虫・雑草管理）技術の取組（水稻R4:292ha→R5:314ha）や環境保全型農業直接支払交付金の取組面積（H26：624ha→R5：937ha）が拡大しています。
施策関係課	農林水産政策課、農産園芸課、農村整備課、漁港漁場整備課、河川砂防課、港湾空港課	
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 山・川・海をつなぐ水循環システムを保全していくためには、県民に対する継続的な普及啓発が必要です。</p> <p>→ 小学生を対象とした水循環システムを学ぶ校外学習会や関係団体との連携による情報発信を実施し、地域の協働による健全な水循環の確保に取り組みます。</p>		
<p>○ 農村地域の人口減少や高齢化等の進行により、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手の負担の増加など、地域の共同活動の継続が困難になる組織等が増加しており、組織体制の強化が必要です。</p> <p>→ 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けて、地域の共同活動や営農活動への支援、活動組織の事務負担軽減や広域化等を図り、地域資源の適切な保全管理を推進します。</p>		
<p>○ 健全な水循環の確保に向け、環境負荷の低減に貢献する農業生産活動の推進が必要です。</p> <p>→ 化学肥料・農薬の使用低減や温室効果ガスの排出削減などに取り組む農林漁業者を増やすため、みどり認定制度の普及に取り組みます。また、生産現場で効果的なI P M（総合的病害虫・雑草管理）技術を実践できるよう、農業者を対象とした研修会を開催するほか、市町村や関係機関と連携し、国の環境保全型農業直接支払交付金制度の活用を推進し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う農業者等を支援します。</p>		

政策	IV	豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承
施策	4	良好な景観の保全と創造
これまでの成果	①	令和5年度も引き続き景観法及び景観条例を適切に運用し、良好な景観の保全と形成に努め、227件の大規模行為に関する届出を受理・審査した結果、全てが景観形成基準に適合し、違反事例は0件でした。
	②	令和5年度も引き続き景観フォーラム、景観学習教室を行いました。令和5年度景観フォーラムは対面とオンラインで開催し、128名の参加がありました。また、景観学習教室については、各市町村、小学校及び教育庁等に対し景観学習教室実施要領等を送付し周知したところ、令和5年度は1件の申し込みがあり、児童10名が景観学習を受けました。
施策関係課		都市計画課
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 良好な景観は、人々にうるおいとやすらぎをもたらすとともに、地域への愛着や誇り、地域の魅力として、そこを訪れる人々へのアピールにもつながります。</p> <p>→ 景観法及び青森県景観条例等の景観法令の適切な運用に努めるとともに、大規模行為景観形成基準との適合を図り、良好な景観の保全・形成に努めます。</p> <p>○ 本県の豊かな自然が形づくる景観や地域の歴史・文化を象徴する景観を良好な状態で保全し、次世代に引き継いでいくとともに、魅力ある町並みや都市景観の創造など、ふるさとの歴史と風土が感じられる景観づくりを推進していく必要があります。</p> <p>→ 良好な景観の形成についての関心と理解を深めるとともに、県民の自主的な活動を支援する取組を進めるため、引き続き景観フォーラム等を開催します。また、次世代を担う子供たちの景観への関心を育むため、景観学習教室について、各市町村、小学校へと働きかけ、参加を促します。</p>		

政策	IV	豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承
施策	5	歴史・文化の価値や魅力に対する理解の醸成と活用の促進
これまでの成果	①	2021年（令和3）年7月に「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録されました。
	②	2022年（令和4）年3月に本県の文化芸術資源を活かし、文化芸術の推進に関する施策に総合的かつ計画的に取り組むため「青森県文化芸術推進計画」を策定しました。
	③	2023年（令和5）年10月に「こども民俗芸能大会」を十和田市の十和田市民文化センターで、「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」を北海道の恵庭市民会館で開催しました。
施策関係課	地域交通・連携課、地域生活文化課、美術館、教育政策課、文化財保護課、郷土館、三内丸山遺跡センター	
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録された効果を最大限に生かし、縄文遺跡群への来訪を促進するため認知度向上を図るほか、人類共通の財産として次世代に継承していくため、価値や魅力の浸透が必要です。</p> <p>→ 関係道県及び市町と共同で設置する包括的な保存管理体制の下、協議会の開催等により一体的な保全機能を発揮することで、適切な保存と活用を推進し、縄文遺跡群を確実に次世代に継承します。</p> <p>また、登録による関心の高まりを生かし、SNS等を活用した県内外でのプロモーションを実施し、縄文遺跡群への来訪者数を増加させるとともに、フォーラムの開催等により学術的価値の浸透を図ります。</p> <p>さらに、関係市町や遺跡活用団体と連携し、ガイド育成等に資する取組や県内構成資産の遺跡施設等の整備について支援を実施し、受入態勢を充実させるほか、県内構成資産の情報発信拠点「あおり縄文ステーションじよもじよも」を活用した展示PR企画等を実施し、各遺跡への来訪・周遊を促進します。</p>		
<p>○ 文化芸術の鑑賞や活動参加等を行ったことがある県民の割合は、全国平均を下回っています。より多くの県民が文化芸術に触れ、親しみ、感じる機会を創出するとともに、文化芸術の魅力や価値を活用し、地域の活性化につなげていく必要があります。</p> <p>→ デジタルアート作品づくりワークショップやデジタルアート展を開催し、新たな鑑賞や活動参加の機会を創出するとともに、県内アーティスト及び地域づくり団体、地域住民等と連携したアートプロジェクトを実施することで、地域の活性化につなげていきます。</p> <p>また、県内の個性的な5館の美術館・アートセンターを核として、各施設が連携したイベントの企画及び情報発信を行うことで、「アート県青森」としての魅力の向上に取り組めます。</p>		
<p>○ 少子高齢化による担い手不足等により継承の危機にある無形民俗文化財の保存と着実な継承、後継者の育成が必要です。</p> <p>→ 無形民俗文化財の保存団体が、対面指導以外の継承方法として有効な動画を自ら制作できるようマニュアルを作成するほか、保存団体による発表や体験会を開催し、無形民俗文化財に対する興味・関心を喚起します。</p>		

政策	V	あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び各主体との連携・協働の推進
施策	1	子どもから大人まで、あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり
これまでの成果	①	2023年（令和5）年度では、環境教育に関連した体験活動に取り組んだ公立小・中学校のうち、地域の特性を生かした活動をした学校の割合は、校種により偏りはありますが、全体として約80%でした。
	②	県立少年自然の家の活動プログラムの改善、開発、周知に取り組んだところ、2023（令和5）年度は、2施設において合計859団体延べ47,290名の利用がありました。
	③	県内小学校41校で環境出前講座を104回開催し、2,803名の児童が環境に配慮した行動の実践方法等について、環境教育プログラム（ゲーム形式）により学習しました。
	④	SDGsの考え方等を取り入れた環境人財育成事業として、県内3大学において「環境＋経済＋社会」思考に基づき、環境団体や事業者等と連携した地域課題解決型の授業等を実施しました。 また、環境に関する活動を主たる業務としている団体以外の団体において、現在行っている活動に環境配慮行動やSDGsの視点をプラスしたモデル的取組を3団体が実施し、県民や団体等の地域における環境配慮行動の拡大に繋がりました。
施策関係課		環境政策課、自然保護課、学校教育課、生涯学習課
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 本県の豊かな自然の次世代への継承に向け、自然環境の保全に係る県民の理解促進を図るため、県民が自然に触れ合う機会の充実が必要です。【政策Ⅳ施策1再掲】</p> <p>→ 県立自然ふれあいセンターや白神山地ビジターセンターにおける自然体験や文化継承等の取組を通じて、県民が気軽に自然を感じることができる機会を提供します。【政策Ⅳ施策1再掲】</p>		
<p>○ 環境に配慮した取組がさらに広がっていくよう、環境教育に関連した体験学習の機会を提供していくことが必要です。</p> <p>→ 地域にある施設や関係機関等と連携するなどして体験活動の充実を図り、地域の特性を生かした環境教育を推進していきます。</p>		
<p>○ こどもから大人までを対象とした幅広い環境教育・学習機会を提供していく必要があります。</p> <p>→ 県立少年自然の家の活動プログラムの改善と開発に取り組むとともに、自然環境に対応した自然の家の役割と機能及び効果的な活用について、周知を進めていきます。</p> <p>→ 自然に触れることで、自然と共生する心を育む体験型の環境教育を提供する場づくりに取り組みます。</p>		

政策	V	あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び各主体との連携・協働の推進
施策	2	環境に優しい行動を促進する仕組みづくり
これまでの成果	①	「産業部門」「業務その他部門」においては、経営者向けに環境経営セミナーを開催したほか、県内企業を対象に省エネ診断の受診促進と診断結果を踏まえた省エネ設備への更新等のサポートを実施し、省エネ実践の拡大を図りました。【政策I施策1再掲】 また、環境に配慮した取組を積極的に実施している事業所や店舗を「あおもりエコにこオフィス・ショップ」として認定しました。
	②	市町村及び関係団体で構成する「もったいない・あおもり県民運動推進会議」を開催し、「もったいない・あおもりアクションプログラム2023」を採択しました。 また、県民・事業者等に対する地球温暖化対策の普及啓発を行うため、メールマガジン等を活用した情報発信を実施しました。
施策関係課		環境政策課
現状と課題 → 今後の取組の方向性		
<p>○ 県民や事業者が、それぞれの日常生活や事業活動を見直し、環境への負荷が少ないライフスタイルやビジネススタイルへ転換していくことが必要です。</p> <p>→ 既存の生活から環境配慮型の生活に転換したことによる成果を可視化するなど、環境に優しい行動を促す仕組みづくりに取り組んでいきます。</p>		
<p>○ 環境教育・学習や環境保全活動を推進するためには、様々な主体とのネットワークづくりや、機会づくりのための協働が必要です。</p> <p>→ もったいない・あおもり県民運動推進会議構成団体をはじめとした、事業者、NPO法人、教育機関などの多様な主体との連携を強化していきます。</p>		

4 進行管理指標の状況

政策I カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現

指標		現状(プラン策定時)		直近値(令和6年度点検時)		参考 (個別計画目標値)	
関連 施策	指標の説明	年度等	数値等	年度等	数値等	年度等	数値等
【 施策 1 】	温室効果ガス排出量削減率(2013年度比)	R2 (2020)	△22.5%	R3 (2021)	△20.8%	R12 (2030)	△51.1%
	県内における温室効果ガス排出量(二酸化炭素など)の合計値の削減率						
【 施策 1 】	部門別の二酸化炭素排出量削減率	R2 (2020)	産業部門 △22.6%	R3 (2021)	産業部門 △17.9%		—
	県内における産業、業務その他、家庭、運輸等の各部門からの二酸化炭素排出量の合計値の削減率 ※産業部門(製造業、建設業・鉱業及び農林水産業) ※運輸部門(自動車、鉄道、船舶及び航空機)		業務その他部門 △36.4%		業務その他部門 △28.0%		
	家庭部門 △25.2%	家庭部門 △27.9%		運輸部門 △23.8%			
【 施策 1 】	次世代自動車普及率	R3 (2021)	18.8%	R4 (2022)	20.5%		—
	電気自動車、ハイブリッド車等の次世代自動車普及率						
【 施策 2 】	自家消費型再生可能エネルギー(電気・熱)の導入量		—		—	R12 (2030)	1.34億kWh相当
	—						
【 施策 2 】	再生可能エネルギー導入量(FIT制度による)	R3 (2021)	太陽光 821,571kW	R5 (2023) 12月末	太陽光 954,856kW		—
	平成24年7月に開始された固定価格買い取り制度(FIT制度)に認定されている各発電の導入量		風力 701,954kW		風力 839,680kW		
水力 4,625kW		水力 4,179kW					
地熱 0kW		地熱 0kW					
バイオマス 101,836kW		バイオマス 102,147kW					
【 施策 3 】	再造林率	R4 (2022)	32.4%	R5 (2023)	59.7%	R10 (2028)	40%
	民有林における再造林率						

政策Ⅱ 資源効率の高い循環型社会の実現

指 標		現状 (プラン策定時)		直近値 (令和6年度点検時)		参考 (個別計画目標値)	
		年度等	数値等	年度等	数値等	年度等	数値等
【施策1】	1人1日当たりのごみ排出量	R3 (2021)	1,002g	R4 (2022)	991g	R7 (2025)	940g
	1人1日当たりのごみ排出量		生活系690g、事業系312g		生活系678g、事業系313g		
【施策1】	一般廃棄物総排出量	R3 (2021)	455,539t	R4 (2022)	444,849t		—
	—						
【施策1】	ごみのリサイクル率	R3 (2021)	14.2%	R4 (2022)	14.0%	R7 (2025)	17.0%
	ごみリサイクル率						
【施策1】	民間回収を含めたリサイクル率	R3 (2021)	29.4%	R4 (2022)	29.2%	R7 (2025)	34.0%
	—						
【施策1】	あおり食べきり推進オフィス・ショップ認定事業所数	R4 (2022)	236事業所	R5 (2023)	301事業所		—
	食品ロス削減につながる取組を行っている事業所を県が認定する「あおり食べきり推進オフィス・ショップ」の認定事業所数						
【施策1】	リサイクル製品認定数	R4 (2022)	364	R5 (2023)	365		—
	青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例に基づき知事が認定するリサイクル製品の認定数 (累計)						
【施策2】	災害廃棄物処理計画策定市町村数	R4 (2022)	19市町村	R5 (2023)	28市町村		—
	災害により大量に発生する廃棄物の円滑・迅速な処理のための災害廃棄物処理計画を策定した市町村の数						
【施策2】	産業廃棄物不法投棄等の発見件数と解決件数	R4 (2022)	発見件数 63件 解決件数 26件	R4 (2022)	発見件数 63件 解決件数 26件		—
	産業廃棄物不法投棄等の発見件数及び解決件数						

政策Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全

指標		現状(プラン策定時)		直近値(令和6年度点検時)		参考 (個別計画目標値)	
関連 施策	指標の説明	年度等	数値等	年度等	数値等	年度等	数値等
【 施策 1 】	大気環境基準達成率(光化学オキシダントを除く) —	R4 (2022)	100%	R5 (2023)	100%		—
【 施策 2 】	公共用水域の環境基準達成率 河川、湖沼、海域の環境基準を達成している割合(BOD又はCOD)	R4 (2022)	91.0% 河川(56水域) 98.2% 海域(28水域) 92.9% 湖沼(5水域) 0%	R4 (2022)	91.0% 河川(56水域) 98.2% 海域(28水域) 92.9% 湖沼(5水域) 0%		—
【 施策 3 】	自動車騒音の環境基準達成率 環境基準が設定されている地域における自動車騒音の環境基準達成率	R4 (2022)	97.5%	R5 (2023)	99.6%		—
【 施策 4 】	ダイオキシン類の環境基準達成率 大気、公共用水域水質、公共用水域底質、地下水、土壌のダイオキシン類の環境基準達成率	R4 (2022)	100%	R5 (2023)	100%		—
【 施策 5 】	降水のpH(青森市) 青森市における降水のpHの年間平均値	R4 (2022)	5.0	R4 (2022)	5.0		—
【 施策 7 】	公害苦情件数と処理件数 市町村及び県の各地域県民局環境管理部において受け付けた公害苦情の件数及び当該窓口で直接処理された件数(いずれも繰越件数を含む。)	R3 (2021)	苦情件数 572件 直接処理件数 544件	R4 (2022)	苦情件数 306件 直接処理件数 260件		—

政策Ⅳ 豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承

指 標		現状 (プラン策定時)		直近値 (令和6年度点検時)		参考 (個別計画目標値)	
関連 施策	指標の説明	年度等	数値等	年度等	数値等	年度等	数値等
【 施策 1 】	自然ふれあい体験プログラム利用者数	R4 (2022)	640人	R5 (2023)	655人		—
	県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラムの利用者数 (年度集計)						
【 施策 1 】	保護・保全地域面積	R4 (2022)	246,509ha	R5 (2023)	246,732ha		—
	国立公園、国定公園、県立自然公園、県自然環境保全地域、開発規制地域、緑地保全地域、鳥獣保護区						
【 施策 5 】	自然公園内観光地点入込客数	R3 (2021)	4,261千人	R4 (2022)	5,169千人		—
	国立・国定・県立自然公園の主要な観光地点の入込客数 (暦年集計)						

政策Ⅴ あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び各主体との連携・協働の推進

指 標		現状 (プラン策定時)		直近値 (令和6年度点検時)		参考 (個別計画目標値)	
関連 施策	指標の説明	年度等	数値等	年度等	数値等	年度等	数値等
【 施策 1 】	環境教育に関連した体験学習を実施した小中学校の割合	R4 (2022)	85.9%	R5 (2023)	89.5%		—
	—						
【 施策 1 】	環境の保全を図る活動を行うNPO法人の数	R4 (2022)	117団体	R5 (2023)	120団体		—
	—						
【 施策 2 】	省エネルギー診断の利用事業所数	R3 (2021)	15事業所	R5 (2023)	38事業所		—
	—						
【 施策 2 】	あおもりECOにこオフィス／ショップ認定事業所数	R4 (2022)	1,306事業所	R5 (2023)	1,329事業所		—
	省エネやレジ袋の削減など環境に配慮した取組を行っている事業所を県が認定する「あおもりECOにこオフィス」、「あおもりECOにこショップ」の認定事業所数						